平成25年度

建設工事等入札参加資格
審査申請書（指名願）の受付

〈建設工事〉〈測量・建設コンサルタント〉
〈建設工事関係の物品・工事用資材等〉
（市内業者：追加受付）（市外業者：通常受付）

市役所
上下水道局

受付期間
２月１日（金）～ 28 日（木）
（土・日曜日及び祝日を除く）

◆問い合わせ
市役所：総務課入札審査室（☎内線332）
上下水道局：総務課庶務係（☎内線838）

※提出要領は、各ホームページからダウンロードすることができます。
※市内業者は、持参に限ります。
市外業者は、郵送などに限ります（持参不可）。

平成25年度

物品購入等入札参加資格
審査申請書（指名願）の受付

（市内業者・市外業者とも追加受付）

市役所
上下水道局
市立病院

受付期間
２月１日（金）～ 15 日（金）
（土・日曜日及び祝日を除く）
※市立病院のみ（日・月曜日及び祝日を除く）

◆問い合わせ
市役所：総務課入札審査室（☎内線332）
上下水道局：総務課庶務係（☎内線838）
市立病院：総務課管財係（☎63-1821）

※提出要領は、各ホームページからダウンロードすることができます。
※市内業者は、郵送などによる提出もできます。
市外業者は、郵送などに限ります（持参不可）。

●消費生活相談
毎週月～金曜日　10時～16時（祝日は休み）
市役所地下　消費生活センター（☎内線770・785）

消費生活相談窓口から

知っておきたい くらしの知識 ㉕

代わりに申込むだけ？
「買え買え詐欺」にご注意を！

【相談】「A社の黄色い封筒が届いていたら、それを譲ってほしい」とB社から電話があった。意味がよくわからなかったが、封筒は来ていないことを伝え、電話を切った。

その後すぐに封筒が届き、再度、B社から電話があった。「封筒の中には、債権の申込書が入っている。限られた地域の、選ばれた個人にしか購入できない。代わりに申込んでくれれば、高値で買い取りたい」と言う。B社は、家にA社の封筒が届くのを知っているようであり、代理で債権を買ってほしいというのも不審だ。

【アドバイス】センターでは、このような怪しげな債権や商品の※「劇場型勧誘」の相談が増えています。太陽光発電、風力発電関連のエコを売りにするもの、少しでも社会のために貢献したいという気持ちを利用するもの、仏像を対象にしたものもあり、巧妙な話術、手口でトラブルに巻き込まれがちです。お金を支払った後、業者に電話をしても通じない、郵便物も届かないという結果が非常に多いです。

今回のような相談のほかにも、パンフレットを譲るだけでよいならと了承した後、不審に思い、断ると「裁判沙汰にする」と脅されたという相談もありました。このような「買え買え詐欺」で実際に利益を得たというケースは今まで一件もありません。

うまい話には必ず裏があります。いったん支払ったお金を取り戻すのは、きわめて困難です。契約をせかされても、脅されても**「絶対に、お金を支払わないこと！」**です。

困ったことや不安に思うことがあれば、まずは周囲の人や消費生活センターにご相談ください。

※「劇場型勧誘」とは、A社、B社あるいは複数の業者が入れ替わり登場し、勧誘を繰り返すうち、たくさんの人が欲しがっている、もうかる商品だとさせてしまうものです。